

## 県内で感染者が確認された場合の福祉事業所（通所系）の対応（例）

### 1 本県が「山形県における新型コロナウイルス感染症注意・警戒レベル1又は2」に区分される場合

（※）注意・警戒レベルについては別紙参照

#### (1) 利用者・職員に感染が確認されていない場合

- ① 利用者・職員の検温や健康観察を行うほか、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染防止対策を徹底する。
- ② 事業所がクラスターとならないよう3つの密の回避に十分考慮して活動を行う。
  - こまめに換気する
  - 十分に利用者間の間隔をとる
  - 近距離での会話を避ける

#### (2) 利用者・職員に感染が確認されたなどの場合

①から④に該当した場合、利用者・職員本人又は家族等から速やかに事業所に連絡するよう予め依頼しておく。

- ① 利用者・職員と同居している家族等が、感染者の濃厚接触者にあたりと保健所から特定された場合又はPCR検査の受検対象者と判断された場合
  - 保健所と相談のうえ、利用者・職員本人を自宅待機とするとともに、事業所においては(1)と同様の対応を行う。
- ② 利用者・職員がPCR検査の受検対象者と判断された場合
  - 利用者・職員本人を自宅待機とするとともに、事業所においては(1)と同様の対応を行う。
- ③ 利用者・職員が感染者の濃厚接触者にあたりと保健所から特定された場合
  - 利用者・職員本人は、感染者と最後に濃厚接触した日から2週間の健康観察期間中、自宅待機とするとともに、保健所と相談のうえ利用者・職員本人の事業所における活動状況、接触者数を踏まえて、必要に応じて事業所内の消毒等の対策を講じるものとする。対策の実施等に必要の場合は事業所を一時閉鎖する。
  - 閉鎖解除後は、(1)と同様の感染防止対策等を再開するとともに、利用者・職員の健康観察の徹底や連絡体制の確認などを行う。
- ④ 利用者・職員の感染が判明した場合
  - 濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、事業所を閉鎖する。併せて、感染者の事業所における活動状況、接触者数を踏まえて、保健所と相談のうえ、事業所内の消毒等の対策を講じるものとする。
  - 感染者が事業所で活動していた状況により、事業所内で感染が広がっている可能性が高いと判断した場合には、臨時休業の実施を含む臨機応変な対策を別途講じる。

### 2 本県が「山形県における新型コロナウイルス感染症注意・警戒レベル3又は4」に区分される場合

- 利用者及び職員が居住する市町村や事業所が所在する市町村における感染経路不明者の発生状況により、サービスの縮小や業務の省力化、臨時休業の実施を含む臨機応変な対策を別途講じる。

### 3 利用者・職員及び家族等が新型コロナウイルス感染症の多発地域に行く場合又は帰ってくる場合

#### (1) 多発地域に行く場合

事前に事業所の管理者に協議すること。

（注）多発地域は刻々と変わるので、協議の際は、毎週木曜日に保健所からメール配信される情報等を参考にすること。

#### (2) 多発地域から帰ってくる場合

- ① 帰る予定の人に発熱（平熱よりも1℃程度の上昇（※））などの症状がないこと。※37.5℃以上にとらわれない。  
（注）症状がある場合は、滞在先の都道府県受診・相談センターに電話相談すること（都道府県によって名称が異なるが電話番号を調べる場合は「都道府県名」の次に「受診・相談センター」で検索。）。
- ② 帰ってきた人（利用者・職員本人の場合も含む）に体調不良がなければ、利用者・職員は事業所への通所・通勤は可能である。
- ③ 心配な場合は、多発地域から帰った後14日間は家庭内で可能な限り次の対応をすること。
  - 体温を毎日朝晩2回測り記録する
  - 部屋を分ける（個室にする、同じ空間にいる時間を減らすなど）
  - マスクをつける
  - こまめに手を洗う
  - こまめに換気する

## 山形県における新型コロナ対応の目安（注意・警戒レベル）

	状 態	参考とする指標	対 応 検 討 策
レベル 1	県内で感染は確認されていないが、国内で確認されている状態	特になし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民は「新・生活様式」の実践を心がける</li> <li>・事業者は、業種別の感染拡大予防ガイドラインに取り組む</li> <li>○感染が増加している地域への移動はできるだけ控えるよう、県民に呼びかけ</li> <li>なお、必要があつて移動する場合は、移動先での「新・生活様式」を徹底するよう、呼びかけ</li> </ul>
レベル 2 【注意】	県内での感染確認が限定的な状態	<b>【1週間あたりの新規感染者数】</b> 1人/週以上	レベル 1 に加え、 <ul style="list-style-type: none"> <li>○「新・生活様式」の実践及び業種別感染拡大予防ガイドラインの徹底を県民と事業者呼びかけ</li> <li>○発熱等の症状がある方への早期受診相談の呼びかけ</li> <li>○業界団体に対し、ガイドライン実践の自主点検を依頼</li> </ul>
レベル 3 【警戒】	感染の広がりが懸念される状態	<b>【感染経路不明者数】</b> 1人/週以上 かつ <b>【重症入院患者数】</b> 1人以上 以下の指標も参酌する <b>【1週間あたりの新規感染者数】</b> <b>【60歳以上の入院患者数】</b>	レベル 2 に加え、 <ul style="list-style-type: none"> <li>○感染発生の状況や特徴に応じた注意喚起や感染防止対策の徹底を協力依頼</li> </ul> 〔例：高齢者や基礎疾患のある重症化リスクの高い方に対し、より慎重な行動を呼びかけ ：感染が発生した施設と同様の業態の業界団体及び事業者に対し、ガイドライン遵守の徹底を依頼など〕
レベル 4 【特別警戒】	感染が拡大傾向にある状態	<b>【感染経路不明者数】</b> 2人/週以上 かつ <b>【重症入院患者数】</b> 3人以上 以下の指標も参酌する <b>【1週間あたりの新規感染者数】</b> <b>【60歳以上の入院患者数】</b>	レベル 3 に加え、 <ul style="list-style-type: none"> <li>○感染発生の状況や特徴に応じた行動を協力依頼</li> </ul> 〔例：ガイドライン実践施設の利用を呼びかけ ：実践していない施設の利用を控えるよう呼びかけ〕
レベル 5 【非常事態】	感染が拡大し、医療提供体制の逼迫が懸念される状態	医療現場の逼迫状況を踏まえて判断 以下の指標も参酌する <b>【重症入院患者数】</b> <b>【1週間あたりの新規感染者数】</b> <b>【60歳以上の入院患者数】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県独自の非常事態宣言の発出</li> <li>○新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき次の事項を協力要請</li> <li>・不要不急の外出自粛</li> <li>・ガイドラインを実践しない施設の利用自粛</li> <li>・ガイドラインを実践しない施設の営業自粛（休業）</li> </ul>